

# 一般社団法人 青森精神医学研究所 定款

## 第1章 総 則

### (名 称)

第 1条 この法人は、一般社団法人青森精神医学研究所という。

### (事 務 所)

第 2条 この法人は、主たる事務所を青森県青森市大字浅虫字内野27番地2に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目 的)

第 3条 この法人は、青森県内における精神医療の充実と精神障害を有する人々の社会的地位向上を図るため、精神保健及び社会福祉に関する事業を行い、もって地域社会の発展に寄与することを目的とする。

### (事 業)

第 4条 この法人は、前条の目的を達するため、次の事業を行う。

- (1) 精神保健及び社会福祉に関する調査、研究及び知識の普及
- (2) 精神保健及び社会福祉に関する調査、研究を行う個人及び法人に対する支援又はこれを専攻する者に対する育英奨学
- (3) 附属病院の経営
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、青森県内において行うものとする。

## 第3章 社 員

### (法人の構成員)

第 5条 この法人は、この法人の事業に賛同する個人であつて、次条の規定によりこの法人の社員となつた者をもつて構成する。

(社員の資格の取得)

第 6 条 この法人の社員になろうとする者は、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(経費の負担)

第 7 条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になった時及び毎年、社員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退社)

第 8 条 社員は、理事会において別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第 9 条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会において総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、総社員の議決権の三分の二以上に当たる多数の決議をもって当該社員を除名することができる。この場合、当該社員に対し、社員総会の1週間前までにその旨を通知し、社員総会において弁明する機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を毀損し、又はこの法人の設立の趣旨に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により除名が決議されたときは、当該社員に対しその旨を通知するものとする。

(社員資格の喪失)

第 10 条 前2条のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
  - (2) 総社員が同意したとき。
  - (3) 当該社員が死亡したとき。
- 2 社員が社員の資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い義務を免れる。ただし、未履行の義務に関しては、これを免れることはできない。
- 3 社員の資格を喪失した社員が既に納入した会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

## 第4章　社員総会

### (構成)

第11条　社員総会は、すべての社員をもって構成する。

### (権限)

第12条　社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 合併及び事業の全部又は一部の譲渡
- (8) その他法令で定められた事項

2　社員総会においては、招集通知の書面にある社員総会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

### (開催)

第13条　社員総会は、定期社員総会として毎年度5月に1回開催するほか、毎年2月及び必要がある場合に開催する臨時社員総会とする。

### (招集)

第14条　社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2　総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

3　前項の規定による請求があった場合、理事長は、請求のあった日から6週間以内に臨時社員総会を招集しなければならない。

4　社員総会を招集するには、理事長は、社員総会の日時及び場所、社員総会の目的たる事項及びその内容その他法令で定められた事項を示

して、社員総会の日の2週間前までに、社員に対して書面をもって通知しなければならない。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、当該社員総会において社員の中から選出する。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役員

### (役員の設置)

第19条 この法人に次の役員を置く。

- |        |           |
|--------|-----------|
| (1) 理事 | 8名以上10名以内 |
| (2) 監事 | 2名以内      |
- 2 理事のうち1名を理事長、1名を副理事長、1名を常務理事とする。
- 3 前項の理事長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副理事長及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

### (役員の選任)

第20条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 この法人の理事は、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係にある者の合計数が、理事総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 この法人の監事には、この法人の理事及び社員並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。

### (理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その業務執行に係る職務を代行する。
- 4 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の業務を分担執行し、理事長及び副理事長に事故あるとき又は理事長及び副理事長が欠けたときは、その業務執行に係る職務を代行する。
- 5 理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第25条 理事及び監事に対して、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

## 第6章 理 事 会

(構 成)

第26条 この法人に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

(招 集)

- 第28条 理事会は、理事長が招集する。  
2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決 議)

- 第29条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除き、理事会において理事総数の過半数の決議を必要とする。  
2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(議 事 錄)

- 第30条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。  
2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 会 計

(事業年度)

- 第31条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第32条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始日の前日までに、理事長が作成し、理事会において理事総数の三分の2以上の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。  
2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第33条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会において理事総数の3分の2以上の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならぬ。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 公益目的支出計画実施報告書
  - (4) 貸借対照表
  - (5) 損益計算書(正味財産増減計算書)
  - (6) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第5号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号及び第3号の書類については、その内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くものとし、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第34条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第8章 定款の変更及び解散

### (定款の変更)

第35条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

### (解散)

第36条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

### (残余財産の帰属)

第37条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

### (公告の方法)

第38条 この法人の公告は、電子公告により行う。  
2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

**【附 則】**

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の理事長は石田 康正とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第31条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。